

共生の足場としての地域

—地域モデルから考える—

小 泉 智 愛

目次

はじめに

1. 共生社会とは
 1. 1 共生社会に関する定義
 1. 2 共生のための概念

2. 地域で共に生きるということ
 2. 1 地域でのコミュニティの役割
 2. 2 現在の地域の現状

3. 障害者と地域生活
 3. 1 わらじの会の取り組み
 3. 2 地域モデルのもつ可能性

4. 地域共生のために

おわりに

参考文献

はじめに

共生社会という言葉が多くの場合において使われるようになって久しい。内閣府では「共生社会政策担当官」がおかれ、障害者問題、少子・高齢化問題などのほかに薬物乱用、バリアフリー問題などが取り上げられている。しかし、共生とはどういう意味なのだろうか。まるで「共生社会」といえば何でも解決するような魔法の言葉のように聞こえる。人々が生きるのはさまざまな人が生き、利益が葛藤しあう地域という場である。今、地域に対して無関心な人が多い。私自身、住んでいる地域やその周りの人間関係は希薄なものと感じており、そこにどのような人がいるかも、不都合を感じている人がいるかも分かっていない。そういった地域が障害者と健常者の出会う場となれば、その地域の価値を再発見することができるのではないか。健常者だけ、または障害者だけ、という視点だけでは解決できなかった問題に新たな視点が生まれるのではないか。共に生きるための足場として、私たちが住む地域の役割について考えていきたい。障害者、という健常者とは違った視点を取り入れることで、地域の新しい在り方について考えてみたいと思う。その際に、今までの社会モデルのような、環境、設備面での整備、というだけではとりこぼされてしまう、生きづらさのようなものの解消のために地域はどうあるべきか。「わらじの会」編集『地域と障害』の中で述べられていた「地域モデル」という考え方をもとに、共に生きるということを考えていきたい。インターネットが発達し、地域関係の希薄化が取りざたされる今だからこそ、じぶんが存在する場としての地域を見直すことで新しい生き方を見つけられるのではないか。

研究の範囲としては、地域社会における共生の実現を扱い、特にこれまでゼミで学んできた障害者との共生を中心とする。

この論文では、まず第一章で一般的な共生社会の定義を確認し、第二章では地域におけるコミュニティの役割と、現在の障害者の地域生活とその問題点についてとりあげる。第三章では「障害がある人もない人も街へ出よう」ということをスローガンに地域で活動する「わらじの会」の取り組み、「地域モデル」の可能性について述べる。第四章では、それまでの章の内容をまとめたうえで、地域で共に暮らすために、ふさわしい地域コミュニティのあり方について考える。

1. 共生社会とは

1. 1 共生社会に関する定義

「共生社会」という用語は政府文書や学問など、世間一般にも多く出回り、知られてはいるものの、その意味するところは曖昧でわかりづらい。「共生」は本来は「symbiosis」という生物学の学術用語であるとされている。(園田, 2003, 32)そこでは、異種の生物が共に暮らすこと、また異質生物間における両方もしくは一方が利益を受ける関係など、生物

学上の定義においても多くの捉え方を持っているが、少なくとも、その原義がそのまま人間社会に使われているわけではないことは確かである。共生社会に関して、これまで多くの研究者が考えを発表してきたが、重要な点は二つにまとめられる。(園田, 2003 : 39) まず、現代社会において使われる共生社会という言葉は、強いて言うならば生物学上の「相利共生」(二種の生物がお互いに利益を受け合っている状態)に近い意味で使われるが、生物学上において説明されるよりもその実態は曖昧としている。共生概念は、人と人との関係やその実現へ向けての方法論を提起するなど、共生そのものよりも「共生化」あるいは「共生への志向」とでもいうべき議論が目立つ。第二に、共生概念の基礎となる内的関係は、異なる者同士が互いに変容し合い、新たな関係を築く、ダイナミックな過程及び現象であると同時に、各自の内的な領域での変容をも内包する過程であり、共生は動的過程としてとらえられる点も重要である。同時に、関係性、連帯、社会的統合といった概念とのかかわりが重要になってくる。

では、政府において語られている定義はどうだろうか。内閣府では「共生社会政策担当官」が置かれ、障害者問題、少子・高齢化問題などのほかに薬物乱用、バリアフリー問題などが取り上げられている。障害者基本計画の「基本的な方針」では「21世紀に我が国がめざすべき社会は、障害の有無にかかわらず、国民誰もが人格と個性を尊重し、支え合う共生社会とする必要がある。」との記述がある。このように共生社会のあり方が明文化されている。また内閣府において共生社会実現のため目指すべき社会の具体的イメージのための指標体系を掲げている。¹目指すべき社会の姿として、

1. 各人が、しっかりした自分を持ちながら、帰属意識を持ちうる社会
2. 各人が、異質で多様な他者を、互いに理解し、認め合い、受け入れる社会
3. 年齢、障害の有無、性別などの属性だけで排除や別扱いされない社会
4. 支え、支えられながら、すべての人が様々な形で参加・貢献する社会
5. 多様なつながりと、豊富な接触機会がみられる社会

また指標体系として、

1. 共生度指標それぞれの横断的視点で描かれた社会の実現状況を測る指標)
2. 分野別指標 (青少年、高齢者、障害者といった個別政策分野に関係する指標)

を掲げている。

これらの定義から読み取れることは、それぞれ個人が確立した事故をもち、多様性を認め合い、障害者、外国人などの、またそれに限らず異質な他者を受け入れとどまらず共に生きていく社会を目指すものだと考える。このような指標を基にすることで、現在の到達度合いを測ることができ、目指すべき共生社会の理念を具体的に測ることができる。

¹共生社会促進に対する指標体系の解説 http://www8.cao.go.jp/souki/tomoni/exp_pdf.html
(2013,11,15 閲覧)

次の章では、具体的にどのような概念が現在の共生社会への認識を支えているかを説明する。

1. 2 共生のための概念の変遷

共生について考える際、いくつか確認しておきたい概念がある。それらの概念の把握とともに、「共生社会」として今まで一般的に考えられてきたものに足りなかった視点を加えていきたい。

まず、ノーマリゼーション原理について取り上げたい。ノーマリゼーション原理とは、1950年代後半、障害者を「特殊」な存在として見て、入所施設での隔離主義を基本としてサポートを提供していた時代に、そうしたサポートへのアンチテーゼとして成立してきた。そして、その原理は、障害者に限定されないで社会の中で「弱者」として見られがちな人たちにも適用できるものとして流布してきた。だが、ノーマリゼーション原理は、何よりも、障害者への隔離主義的対応に対抗する理論であり、隔離主義的対応に抗して、障害者はサポートを必要としながらも通常の地域生活が可能なのが市民であるとの認識を打ち出したことに歴史的な意義があったと言える。(清水 2010:174)

とあり、世界的に福祉理念を示す用語として通用してきた。またノーマリゼーション原理は、知的障害者の生活改善を求めたものとして出発しながら、社会で「逸脱している人」や「逸脱しているとみられる人」をも対象として包み込み、列島視される人たちを排除する隔離的なエクスクルージョンに反対し、地域社会へのインクルージョンの実現を図ってきた。

ノーマリゼーションの日本への紹介は1970年代半ばといわれており、国際障害者年のことが話題になり始めた1970年代末から普及が活発化し、国際障害者年（1981年）以降、幅広く取り入れられて定着している。障害者福祉政策では、身体障害者福祉審議会が1982年に答申した「今後における身体障害者福祉の基本理念としてリハビリテーションとともにノーマリゼーションを掲げ、その具体化の方策として在宅福祉や地域の障害者用住宅の整備などを提唱し、それを受けて1984年に身体障害者福祉法が改正されて、すべての身体障害者に社会参加の機会が保障されることが第二条に明記され、身体障害者福祉ホームの新設などノーマライゼーションへの志向性が示されたという。(谷 永井 1999:156)

またノーマリゼーションの実現度を図った試みがスウェーデンにおいてソーデルの四分類にもとづいてシェボンらによって行われた研究がある。(岡田、高橋 2005:64-65) 四分類とは「物理的側面」、「機能的側面」、「社会的側面」、「社会的側面」である。調査によると知的障害者のほとんどが健常者と同じ活動をしており、小さなグループホームにおいて各々のニーズに合ったケアを受けているということで物理的には進んでいたようだ。機能的側面とは、人との医師のやり取りや娯楽活動に出かけることを指し、これは物理的側面ほど進んでいない。家族や友人、近所の人たちと定期的、自発的な接触が持てるかどうかという社会的側面においては機能的側面に比べさらに遅れており、失敗しているという結果が出た。社会の一員としての責任を障害者が果たしているかどうかという社会的側面は

極めて問題があり不十分という結果が出ている。ここからよみとれるのは、まず「ノーマリゼーションとは、設備が整うだけではなく社会的責任を果たす権利などといった社会的側面による達成がなければならないということ、そして福祉大国であるスウェーデンですらこのような結果が出るということは、それだけ成し遂げにくいことであり、また向き合っていかなければならない重大な問題であるということだ。

ノーマリゼーション理念は、当初、知的障害者の通常の生活レベルに近づけるといった同課的側面をもっていたものの、差別することなく平等に他の市民と存在させる社会へ変革していき、そして今ではいかなる少数派も尊重し、多様性をこそ認め合い共生社会を実現させることを目標とする、共生原理としてのノーマリゼーション理念が掲げられるようになっていく。

近年では社会施策の多くの分野でソーシャル・インクルージョンという用語が登場し、ノーマリゼーションという言葉が使われる機会が以前より減りつつある。インクルージョンという言葉が登場したのは1980年代末から1990年代初頭にかけてであり、これは競争主義や成果主義が蔓延する中、地域生活を営みながらも、社会の主流から排除されたり孤立している人たちを、社会の主流に包み込むことで人間的なつながりや絆を取り戻そうというものである。そして「差異」を問うことなく「包み込む」ことで多様性を受け止める社会を要求する。「包括」などと訳されるこの言葉は、もとは保育や教育の分野において使われ、子ども一人ひとりがユニークな存在として違うのが当たり前であるというのを前提とし、すべての子どもを分け隔てるのではなく包み込むという教育を目指す概念である。これが社会福祉の分野にも広がり、共生社会の実践論理として拡大が期待されている。

ではノーマリゼーションとインクルージョンの違いとはなんだろうか。

ノーマリゼーション原理は、「差異」の存在をノーマルな生活への回復ないし社会の見方（イメージ）の解消を迫るが、インクルージョンの主張は、「差異」を問うことなく「包み込み」ことで多様性を受け止める社会を要求する。（清水、2010:182）

とあり、インクルージョンの主張の実現のためにはノーマリゼーション原理に根差した実践が必要であると考えられる。決してノーマリゼーションという概念が不要になったというわけではなく、ノーマリゼーションの考え方を根底におきながら、目指していく概念としてのインクルージョンである。

ここで、インクルージョンに関連して、もうひとつ「社会モデル」の考えについて確認しておく。ノーマリゼーションは端的に言えば、社会が、障害を持つ人を、生まれながらの権利としてそして個人差のままに受け入れることを要請するという理念であり、その実現のために障害者の脱施設化などを進めている。これに際して、障害を障害者個人の問題として見、その治療による解決を求める「医学モデル」の考えからの脱却がおこり、これに対して「社会モデル」という考えが出てくる。社会モデルとは、障害を社会によってできなくさせられることによって起こると考え、社会の側の整備によってそれをなくしていこうとする考えである。インクルージョンが求める「差異を包み込む社会」の実現のために重要なカギを握っていると考えられ、現在の社会福祉において主流な考えとなっている。

これらの概念を踏まえ、次章からは、実際に人々が暮らす場である地域の現状、地域の場において共生はどのように可能であるか考察していき、同時に既存の地域福祉においての問題点について考えていく。

2. 地域で共に生きるということ

2. 1 地域社会とコミュニティ

地域社会、とはよく使うものの、実際どういった部分を指す言葉であろうか。地域社会というものは、いろいろな地域的範囲を含むものである。町や村といった行政上の単位や、生活圏、文化、風土的単位などをどのようにとらえるかによってその範囲は変わってくる。

そしてその中において、私たちの生活は多くの人々と関わることで成り立っている。インターネットの発達、携帯電話の普及などにより、人間関係が個人によって「選択できる」ようになり、また他人に関わることなく、一人で暮らしていけるような環境も整っており、このことから生活の個人化が進んでいるといえる。

しかし、こういった人間関係のあり方は変わってきていても、必ず生活している場というものをもっていることは変わらない。家族、近所の人、そしてそこから派生する様々な人間と関わり合いながら、どこかの場所を基盤として生活している。

現代社会では人口移動が激しいだけでなく、近隣との関係は弱まったかのように見えるが、生活の『近代化』および『社会化』は、かえって地域住民にとり近隣社会の条件を持つ意味をますます重要にしているとも言える。現実的には、子供の教育や子育て、定年退職後の趣味活動や地域参加、ゴミ処理や地域の共同作業等の生活環境の整備など、日常生活の各面にわたって近隣との関係はますます密接になってきているのである。(井上 2003:14-15)

とあるように、世の中が発達し、一人だけでも生活できるような環境が整っても、むしろだからこそ、近隣の人達とのかかわりは増えて来ている。また産業構造の変化や、都市化が進むことなどによって起こった社会変動によって地域の間関係も変化の中で孤立感や孤独感を感じ、コミュニティ形成を求める声としても表れてきている。

コミュニティとはこれまで「地域性」と「共同性」によって定義されてきた。情報化によって、地域性を前提としないようなコミュニティの意義も強調されているものの、介護や看護を必要とするのは、「その地域」に生きる「身体」そのものであるから、地域性は重要であると考えられる。

コミュニティは、地域社会の実態としての具体的なものではなく、地域社会のあり方や理想を指し示すものとして用いられてきた。そこでのコミュニティということばには、地域性よりも自立した個人によって主体的に形成される共同性を求める意味合いが強く込められている。

そして、伝統的に存在する地域コミュニティでは、その土地を媒体として、同じ場に存在することをつながりとしていたため、そこに属するメンバーを目に見える形でお互い認知し合うことができた。だが、社会のあり方が媒介的、間接的であるとし社会におけるコミュニティへの参画は地域という共同空間に所属するという透明性に依存できず、コミュニティに所属する人びとは一定の同質性を求められがちになっている。したがってもともと地域社会は土地の存在によるつながりがもたれて来たことが希薄化することによって、同質性が求められ、それによって異質なものはじかれる、地域社会の性質が生まれてきたともいえる。

地域におけるコミュニティの必要性とは何だろうか。その一つが居場所づくりのためであると考えられる。人間の生活は、個人を中心においた視点からみれば居住に関わる場、生活を維持するための生産や消費、流通など経済的な関わりをもつ場、教育や健康の維持、娯楽などのいろいろな社会生活を送るための場、など社会生活の側面ごとに、その生活にかかわる場が存在する。これらのなかには無意識的な関わりのものであれば、自ら参画しているという意識参加をもったうえで関わっているものもある。この両者のかかわりのなかで個人にとって自己を確認できるという意味のある場、つまり居場所が確保される。

以下は三本松政之による四つの場の分類である。(岡田、高橋 2005:223) 社会的な認知や評価と関わりなく、自分自身にとって自己を確認することができる「自分のなかの場」、他者はその人にとってふさわしいとみなしているが、本人は自分であることを認識できずずれを感じている「他者から見た場」、そして他者とのかかわりをもちたくても持たずにいる状態で、他者からも自分自身も認知できない「孤立した状況」が存在する。これらに対し、自分自身にとってだけでなく、職場や家庭など他者から見てもその認知や評価が一致しており、相互承認という関係を見出すことができる〈場〉を、「社会に開かれた場」という。ここで見られる相互承認は、コミュニティへの参加契機にもなりうる。

コミュニティはまず求心的原理のもとにこれまでの地域性を基盤としながら存立してきたコミュニティ(求心的コミュニティ系)と、遠心的原理のもとに他者との絆をその存立基盤とするコミュニティ(遠心的コミュニティ系)とに大きく分けられる。そして両系のコミュニティはさらに、参加契機の複合度によって特徴づけることができる。町内会・自治会が果たしてきたように、包括的生活課題に対応する地域コミュニティは、求心的コミュニティ系であり、その参加契機も複合的である。これに対して、福祉追求のための福祉コミュニティなどの機能コミュニティでは参加契機は限定的である。遠心的コミュニティ系では、臨床コミュニティと当事者コミュニティとに分かれる。複合度の高いのが前者で、限定的なのが後者である。後者の当事者コミュニティは、同じ課題を抱えた人びとによって構成されるのに対して、臨床コミュニティは当事者および支援者などの周辺までを包摂する。

求心的コミュニティ系の地域性をもったコミュニティでは、かつてみられたようなまとまりをもった生活の全体性を見出すことは難しく、人びとは地域に対するリアリティを失って行く。かつての地域で見られたような連帯や共同の基盤を求めることは個人の私的空間で生きる人たちにとっては生きづらくなってしまふ。

住民が自分たちの環境を維持するためにホームレスの人びとや外国人労働者等を迷惑な存在とする意識は近年強まっている。その対象は人間だけではなく、例えばごみ処理場、火

葬場などの施設も環境も失ういわゆる迷惑システムである。その中の一つに社会福祉システムは入る。しかしノーマリゼーションの理念が、福祉関係者に浸透し地域における福祉の展開が進められ始めると、社会福祉施設と地域社会との間で緊張関係やコンフリクトがみられるようになった。

このように地域社会の持つ共同性には排除する共同性という側面がある。似た者同士、仲よし同士で集い、異質なものは排除する、という精神である。人びとがまとまりをもった集団を作り上げるときに必要なと考えるのは、同質性である。コミュニティ形成において、まとまりを追求が必要とされその前提として同質性が重視されることで、結果として異質な存在に対する排除になってしまう。まとまりの追求は、そのままでは異質な関係にある人びとの「共生」の追求にはなりえないのである。

地域コミュニティにおいて求められる役割とは、地域という場に根差した、人間関係の礎となる場となることである。差異を包み込む社会の縮小版として、地域において違いを認め合い、多様な人間が存在することを認める場である。そしてコミュニティは障害者のためだけのものとしてではなく、地域に暮らす人たちが地域社会や他人とのかかわりの中で自分たちが生き生きと役割を果たせる場となることが必要とされる。

2. 2 現在の地域の状況

前節で述べた理想的な地域コミュニティのあり方に対して、現状はどうであろうか。

1993年に制定された障害者基本法では「障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進すること」が目指され、基本理念として「すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するもの」「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるもの」と、人権の尊重とノーマリゼーションが掲げられている。障害者が当たり前のような生活を送ることを目的とし、様々な福祉政策が執り行われている。

障害者が地域で生活する際、要援助者のその時々状態に最も相応しい場所で生活したり支援を受けたりできることが望ましく、また、そうするように努めるべきである。したがって、在宅と施設の間隔的な形態である通所サービスや利用サービス、あるいはこれらが小地域圏で提供されるように配慮された「小規模多機能型サービス拠点」、また、福祉的に配慮された居住形態（高齢者アパートやケア付き住宅、あるいは住まいのバリアフリー化など）の重要性も増すことになる。

だが、現在の入所型施設ではノーマリゼーションの理念とはかけ離れ、いくつもの問題が露呈している。現在の施設の規模は、集団生活を余儀なくしており、個人の空間、時間を確保することを困難にしている。施設は、その規模が大きくなるに従って、食事は大食堂で、寝室は個室ではなく大部屋でという現状がある。そのためプライバシーの侵害などといった問題が生じている。また、職員の責任下におかれるため、自己決定の余地を狭めている。大規模施設に収容することによって障害者と健常者を分けてしまえば、そこで生まれるかもしれない出会いの場を奪ってしまうことにもなるし、個人の「自立したい」という権利を奪うことにもなる。

しかし、地域で暮らすにしてもホームヘルパーや在宅福祉サービスが不十分であるために地域で生活を行うことにも多くの困難が伴う。また現在、地域の障害者に対する支援活動に対し少なからぬ資金と労力が注ぎ込まれ、社会資源も多く、マニュアルなどもできているにもかかわらず域住民による地域の重い障害を持つ人たちとその家族に対する支援活動と福祉のまちづくり活動の良いモデルはそんなに多くはないとされている。(定藤 佐藤北野,2003:237-238)

その理由は3つ挙げられている。ひとつは社会の仕組みが、障害児・者及びその家族と地域とを分断してしまっている、ということである。養護学級や養護学校で育った障害者たちは、一緒に幼稚園生活、一緒に小学校生活、一緒に中学校生活、高校生活等がほとんど経験できておらず、卒業後、急に地域と地域の間に根を張った活動ができないのである。

二つ目は、今の社会の意識が、障害児・者及びその家族と地域とを分断してしまっている、ということである。障害児・者に対する無理解や偏見等が、障害児・者をもつ家族に大きな負い目となり、そのことが障害児・者自身にも反映して、家族全体が地域から孤立しがちとなる。一方、障害児・者や家族を理解し、支援してくれる仲間や専門機関が近隣にないことが多いために、よけいに地域から離れてしまうことになる。

三つ目は今の社会には、障害児・者およびその家族と地域とを結びつける仕組みがないということである。たとえ、普通学校に通い、また近くに仲間がいたとしても、同じ学校に通っていた子供たちは、やがて地域外の高校や大学に行ったり、就職したりすることでだんだん疎遠になりがちとなる。一方、障害児・者の方は、障害児・者だけのグループ、あるいは本人と家族と一部の支援者だけの共同作業所等で活動することが多くなり、地域にありながら地域から浮いてしまうのである。

そういった点を解消し、障害者も健常者も隔たりなく関われる、誰もが住みやすい地域づくりが必要とされてくる。

障害者でも住みやすい地域づくりのためには、地域で利用しやすいような社会福祉資源を開発すること、地域の拠点となるような短期利用型の施設、グループホームなどが必要であると考えられる。だが施設や制度を拡充していくこと、それだけではやはり支援される側としての障害者の存在となってしまう、「誰もが助け合いながら暮らす」という精神的な面においての住みやすさの達成からは遠ざかってしまう。

社会福祉の展開によりサービス面での福祉的対応が今後充実したとしても、孤独や社会的孤立感は個々人の内面に关わる問題として残る。そこには、社会的排除、孤立の問題がある。家族に残った情緒安定機能も、家族の個人化や時間的・空間的な生活の分節化の進展により十分に機能せず、また家族機能の外部化が進展するなかで、それらの受け皿としての機能を果たす〈場〉の構築が期待されつつある。(岡田、高橋,2005:230)

とあるように障害者だけでなく、健常者にとっても、地域という場において居場所を作り出すことが共生につながると考えられる。

地域とはそこに住む人々すべてのためのものである。利害の違う他者同士がすみ、共に生活する際、必ず起こる摩擦が存在する。そういったことを無視して、設備だけ整えただけで問題は解決しない。また、一緒に暮らすということで、「障害者」のためという視点だ

けでは解決しない問題もあるのではないか。障害者のために設備的な整備をすることが、健常者にとっては迷惑かもしれない。そこから、「共生したくない」という人が出てくる可能性がある。逆に障害者の側にしても、健常者にうとまれながら暮らすより、お互いできない部分をわかりあった者同士だけで共に暮らすことの方が良いという考えも出てくるだろう。そういった「共生したくない」と考える人たちにとって魅力的な地域となるにはどうすればいいだろうか。地域福祉で取り上げられているのは、「障害者のケア」としての地域福祉のあり方が中心的である。もちろんそれは重要ではあるが、それだけでは足りない部分もあるのではないだろうか。障害というものをケアする対象としてではなく、共に生きる対象として、一方的に支えるのではなく、向こうからも何か利益がもたらされるような持ちつ持たれつのかつを築くこと、また健常者だけ、など、一つの集団内では生まれなかった新しい価値や意味が芽生える、異なる人たちが出会う場としての地域の役割を考えていくことはできないだろうか。また、設備によって整えられることにより、一人一人が障害者に対し無関心になり、結局溝が広まってしまう可能性があるのではないか。

また地域福祉についてこういった考えがある。

地域福祉は、「できるだけ普通に暮らす」ことを重視する考え方であり、そのためには「生活の全体性」や「生活の連続性」が確保されなければならない。(岡田、高橋 2005:188)

このように地域について考えるとき「障害者福祉」「高齢者福祉」といった対象によって分けるのではなく、そのように分断して考えることによって起こってきた弊害を一人一人の「生活の場」という共通項において再統合していくような広い視点が必要とされる。

地域において認め合いながら生きるために、実際地域で行われている取り組みについて次章ではみていく。

3. 障害者と地域生活

3. 1 わらじの会の取り組み

わらじの会とは、1978年に設立した、「障害のある人もない人もともに街に出て生きよう」というモットーを基に、「わらじ大バザー」の開催や、「月刊わらじ」の発行などの活動をしている団体である。活動の経緯の中で、社会福祉法人や個人事業所をはじめ、様々な施設なども作ってきたが、常に「誰でもいつでも」、「来た時が会員」という原則を保ち、活動を地域に開いてきた。

わらじの会は、この三十数年間、地域が変わって行く中でも、「地域で共に」といいつづけている。わらじの会の試みの中に、街に出る複数のグループ活動の「自立生活体験プログラム」というものがある。名前からして、自立生活を営んでいる障害者がそのノウハウを後輩たちに伝えていく、このサービス提供を障害者の仕事としていく、といったイメージがわくが、わらじの会がより重要視していることは、自立生活や共に生きる活動拠点や共に働く事業所等を、完結されたものとして絶対化せず、地域の差別の中で常に洗い直す

ことであり、それを通して学校や職場や地域に揺さぶりをかけ、問い直していく作業を続けている。

最後にわらじの会の考えを如実に表している文を引用する。

いま、できないことを克服するか補うことなくして他者と関わるべきでないという発想が、特別支援教育や福祉制度の拡大に伴ってひろがっている。できなくても、支援制度がなくても、いやそうだからこそ迷惑をかけることを恐れず、みんなと一緒に場で手を借りながらかけがえのない一員になってゆくのだということが見えなくなっている。娑婆は「忍土」とも呼ばれるように、四苦八苦の苦しみに耐える世界である。——「障害のある人もない人も」という言葉は、「障害のある人とない人が一緒に」というだけでなく、障害のある人にとってもない人にとっても「地域で共に」なのだ。(わらじの会 編 2010:53-54)

地域社会とは、障害をもつ人、持たない人、またその他多くの違いをもつ人たちが共に暮らす社会であり、迷惑をかけ合うこと、利害の対立することも多い場である。しかし、だからといって、迷惑を恐れて人と関わらずに生きていくということとはできない。それでも同じ場に生きているという現実を見つめ、各々の「違い」を見つめていく必要がある。そうすることではじめて、地域共生につながるのではないか。このような考え方をまとめ、社会モデルに対する形で生まれたのが「地域モデル」ということである。次節でその内容の考察および、社会モデルとの違いなどを表していく。

3. 2 地域モデル

地域モデルとはどういった考えなのであろうか。地域モデルという社会学用語は存在しない。「地域と障害」の本文において出て来た表現である。

障害に関する見方として「社会モデル」の概念がある。第一章において説明したように、社会モデルとは、「障害」をその人個人の問題ではなく、社会の側によって作り出されていると考え、社会の環境を法律やシステムなどによってなくしていこうとする考えである。わらじの会でもその路線でやって来たように思えるが、社会モデルは欧米の障害者運動由来で個人対社会の構図に立っているから、というのもあり、少し異なるように感じられている。わらじの会の考える「地域モデル」とは障害について以下のようにとらえている考えである。

社会の壁といっても、家族、ご近所、学校、職場といった生活や労働の場における壁…というよりも、そこで分け隔てられるということが、「障害」を生み出してきたように考える。あえて言うならば、社会モデルの一種としての「地域モデル」とでも名付けられるかもしれない。(わらじの会 編 2010:12-13)

地域モデルは、大筋では社会モデルの一部であるといえる。地域モデルが社会モデルと違うところは、環境の整備によって、障害があることの不自由を完全になくすということを主眼においてははないという点である。その不自由や、差異を受け止め、ときに差別されたり、助けられたりしながらもともに生きていく姿を目指している。

こういった違いのものは、これまで日本がたどって来た福祉のひろがり方から来ているといえる。スウェーデンは1950年代の世界でもっとも福祉の進んだ国とされていたが、

その福祉は隔離収容を軸としたもので、その反省から60年代以後ノーマライゼーションが推進されてきた。したがってその基本は分け隔てられていた人々を地域に統合することになり、障害者やその家族も特別な援助を当然の権利として考えて来た。一方福祉の立ち遅れてきた日本では、分け隔てておいてから統合するといった回り道を通らずにきた。この違いが社会モデルと地域モデルの違いを生み出した背景であるともいえる。

こういった地域モデルと社会モデルの考え方の違いは、1993年、社団法人・埼玉障害者自立生活協会が主催した「自立生活と共生—バークレイからの報告を受けて」と題するシンポジウムの討論においても表れている。物理的な構造やシステムが整備されると、施設や整備がなかったときに存在した人と人が出会う関係、手助け売る関係が、風景から拒否されてしまうという関係になってくるのではないか、アクセスを用意してあるのだから私は関係ないという意識が市民の中に定着してしまうのでは、という質問に対して、スウェーデンで障害者学生のマネジメントをされている車いす使用者のスーザン・オハラさんは「もしエレベーターがなくて、駅で乗客の手を借りるようなことになったら、私は人間としての尊厳を傷つけられたと感じる」と答え、「私は自立生活をしているが、一人ではない。他人との交渉を断って生活しているのではない」と付け加えた。このことから、地域モデルが「人と人が出会う関係」とみなす関係をスウェーデンでは「人間としての尊厳を傷つけられ」る依存的な関係とみなす違いがよく見える。分け隔ててから統合する、といったルートを通らなかつた日本ならではの、異なる人たちが共にその地域で生きるための関係を活かした場である。

けっして社会モデルが間違っている、というのではなく、社会モデルの足りない部分を補強していくための考え方として、地域モデルは有効なのではないか。法制度や権利、システムなどから「社会」を捉えるのではなく、地域で異なる人たちがともに暮らすことの可能性を見つめてみた考え方であるといえる。

4. 地域で生きるということ

第一章で述べたように、共生社会とは、多くの捉え方があるが、多様な価値観を持つ人たちが共存し、「差異」を問うことなく「包み込む」ことで多様性を受け止める社会であり、目指すべきものとしてとらえられているものである。

地域は現在多様化し、そこで営まれる人間関係は「選択的」なものとなっている。通信技術の発達により、身体性の希薄化も進んでいる。だが、だからこそ、いまここで身体が存在する地域という「場」の重要性は高まっていると考えられる。現状の問題点として地域で生活するために、ヘルパーなど、介護サービスの不足があり、障害者が地域で施設に頼るのではなく、健常者とともに暮らすにあたって、施設の整備やサービスの拡充が必要であると考えられる。だが地域で共に生きるためには、そういった「障害者のため」だけの支援だけではなく、地域で共に暮らす人たちの意識の変革が必要であると考えられる。行政や国によって環境が整備されることだけに頼るだけではなく、差異やそれによって起こる葛藤がある現実を見据えた上で認め合うことが必要とされる。そのために「わらじの会」

の「地域モデル」のような、差異を認めた上で同じ地域で生きることの可能性を考えていくことを、これまでのノーマリゼーションや社会モデルなどの考え方に加えて考えていくことが、新しい地域のあり方において重要なのではないか。そのために分けるのではなく、健常者と障害者が共に取り組み、まず出会える場を作ることが必要であると考えられる。

地域に存在するコミュニティは、自己承認及びタコ承認を得るための場として有効性をもつ可能性がある。排他的な場ではなく、それぞれの居場所となるようなコミュニティ、またコミュニティという場にこだわらなくてもそういった地域を作っていくことが必要であると考えられる。

日本各地で障害者が自然に生活していく地域を作るための取り組みを進めている人たちがいる。こうした実践に共通しているのは、障害のある人たちは社会の一員であり、社会の一員として地域で暮らすのが当たり前なのだというしっかりとした視点と、それを阻むものを様々な方法で取り除いたり、新たなものを提案したりしながら、障害のある当事者が主体的に生活できる状況を作り出していることだ。一つの例として、副島宏克氏の例がある。彼は因島で家庭をもつが、長女には知的な障害があった。彼は因島市心身障害児(者)親の会の会長となり、養護学校スクールバスの運行を実現させたり、共同作業所などを開所した。地域生活において本当に必要なものを地域と一緒に作っていくというスタンスのもとに、福祉祭りの開催など、アイデアに満ちたことをやって来た。障害者の働く場は島全体の40か所にもものぼり、公園清掃、公民館、港、老人の保健施設、当別養護老人ホームの清掃～全体のメンテナンスというこれらの仕事は市の入札でとっている。また地域に役立つ仕事として、生ごみを集めて肥料を作り、島の人達に還元するリサイクル事業も行っている。

因島親の会には多くの支援者がいた。副島氏らの考えが支援者を増やしていったのだろう。障害のある人たちを包み込む活動が、因島市に新しい文化を作ってきたとも言えるだろう。以下が副島氏のあげる障害のある人たちが地域で当たり前の生活を送るためのポイントは以下の3点である。

一つは本人の力、二つ目は生活への援助、本人の努力を残した上で、できない部分に対する援助であり、三つ目は地域の理解、毎日でも地域の人々と交流し接点をもつことである。こうした三つのポイントにより、「障害をもったほうが共存する社会に、地域の方が慣れていく」ことが進んでいけば、今まで変わらなかった地域の方の意識が変わって行くと副島氏はみている。(岡田 高橋 2005:166)

このような副島氏の考え方は地域共生を考える上で有効なものであると考えられる。地域では健常者が圧倒的多数であり、障害者というと、「異なる存在」として見られてしまうように考えられるが、逆に彼らが主体となって、地域での交流を増やし、同じ地域の住人の一人であるという認識を高めることでそういった多数派の意識を変えることができるのである。お互いを知るということは共生において特に重要であることがうかがえる。

どこの地域でも同じような取り組みが行えるわけではないが、障害者がその地域において何らかの役割をもち、地域という場を基盤として生活していくことが地域全体を巻き込んで、共生の場としていくことができるのではないか。また障害をもたない側も、こういった取り組みを眺めるだけに終わらず、意識を変えていくことも必要である。

とはいっても、共生概念を障害者の問題に持ってくる時点で、多くの困難があるともい

える。障害者が健常者と同等・互角に生活することが障害を克服することであり目標だとする思想となる可能性がある等の問題がある。

そういった問題を超えて、障害の存在を「否定」するのでなく、そのまま「包み込む」社会の実現のために立場の違う人たちが同じ地域で暮らす中で、その「同じ地域」で暮らすという「しがらみ」を受け止めることが求められる。

そのためにまず、自分が生きている地域を見つめることが必要である。差異を認める以前に、差異が存在すること、自分とは異なる他者が自分の周りに住んでいること、自分という人間の存在する場を見つめ直し、そこからなにがしかでも影響を受けている自分を発見することができる。そのうえで、国からや、行政からの政策だけではなく、住んでいる人たちの手で、障害者も、そうでない人も役割を果たせる場を作っていくことが理想ではないかと考える。住んでいるその場で活動していくことが、地域で済む他の人たちもまきこみ、変えていく。それが地域が、共生社会の実現のための足場となる方法ではないか。

それぞれの人が自分らしく生きられる、活動できる地域という場が障害のある人、そうでない人、また障害」という分類からこぼれてしまう生きづらさを感じた人にとっても善き居場所となるのではないか。

おわりに

本論では、共生の概念を再定義した上で、地域社会とは何か、地域社会におけるコミュニティの役割を考え、地域における共生の場について考察した。

地域という、人びとが存在する「場」の重要性を見直し、一人一人が差異やしがらみの存在する現実を受け止めていくことが、共生の第一歩である。ただそういった意識づくりをどのように行っていくか、また結局理想論のような形でしか結論が出せていないところが心残りではある。

研究してくなかで、障害者と共生するにあたり、社会モデルでは物足りないと感じていた自分にとって、「地域モデル」という考え方を知ることができたことで、考えを深めることができたことは大きな収穫であった。

私は障害をもっているわけではないので、このように障害者との問題を取り上げることにはどれほどのリアリティを持てるか、ということがネックであったが、調べていくうちに、障害があるなしに関わらず、地域とは誰にでも関わりのあるもので、そのよりよいあり方を考えていくことは自分にとっても大きな意味をもっていることに気付き、地域としての価値を再発見するよい機会となったように思う。また別の立場から地域について考えることによって私自身が、異なる多くの人達と同じ場において生活している現実を実感することができ、これからの生活の中で障害者という枠でくくられないけれど、地域で生きづらさを感じている人たちにとっても、住みやすいと感じられる場の実現についてさらに考えていきたい。

参考・引用文献

- 井上英晴,2003,『福祉コミュニティ論』小林出版
- 岡田徹 高橋紘士 編,2005,『コミュニティ福祉学入門—地球の見地に立った人間福祉』有斐閣
- 定藤丈弘 佐藤久夫 北野誠一 編,2003,『現代の障害者福祉』有斐閣
- 園田恭一編,2003,『福祉社会とコミュニティ 共生・共同・ネットワーク』東信堂
- 清水貞夫,2010,『インクルーシブな社会を目指して ノーマイラゼーション・インクルージョン・障害者権利条約』クリエイツかもがわ
- 武川正吾,2006,『地域福祉の主流化—福祉国家と市民社会Ⅲ—』法律文化社
- 谷勝英、永井秀世編,1999『現代社会と地域福祉』中央法規
- 中西正司 上野千鶴子,2003『当事者主権』岩原新書
- 平川毅彦,2004,『「福祉コミュニティ」と地域社会』世界思想社
- 広井良典,2009,『コミュニティを問いなおす—つながり・都市・日本社会の未来』ちくま書房
- 堀正嗣編,2012,『共生の障害学 排除と隔離を超えて』明石書店
- 眞鍋貞樹,2011,『コミュニティ幻想を超えて 「善き居場所」の創造』株式会社一藝社
- 好井裕明,2009,『排除と差別の社会学』有斐閣
- 三浦野卓編,2008,『共生社会の理念と実際』東信堂
- わらじの会 編,2010,『地域と障害 しがらみを編み直す』現代書館
- 共生社会促進に対する指標体系の解説 http://www8.cao.go.jp/souki/tomoni/exp_pdf.html
(2013,11,15 閲覧)